5　［略］

6　学校法人危機管理対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する危機管理に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。

［項を削る。］

（学術企画室及び奨励室並びに人工知能活用推進企画官）

**第五十四条**　振興企画課に、学術企画室及び奨励室並びに人工知能活用推進企画官一人を置く。

2～7　［略］

8　人工知能活用推進企画官は、命を受けて、科学技術に関する研究開発における人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定する人工知能関連技術をいう。）の活用の推進に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

（地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、コンテンツ調査官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

**第八十八条**　文化庁に、地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官及び企画調整専門官それぞれ一人、コンテンツ調査官三人、文化観光支援調査官及び博物館支援調査官それぞれ一人並びに教科調査官四人を置く。

2・3　［略］

4　コンテンツ振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちコンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。第九項において同じ。）の創造、保護及び活用の促進を通じた文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　［略］

6　メディア芸術調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちメディア芸術（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第九条に規定するメディア芸術をいう。）の振興に関する調査並びに援助及び助言に関するもの（コンテンツ調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

7・8　［略］

9　コンテンツ調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちコンテンツの創造、保護及び活用の促進を通じた文化の振興に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に関するものを助ける。

10～12　［略］

**附　則**

（初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室修学支援システム専門官の設置期間の特例）

**第六条**　第二十九条第七項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　［同上］

6　学校法人危機管理対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する危機管理に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（学校法人コンプライアンス対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

7　学校法人コンプライアンス対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する法令等の遵守に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。

（学術企画室及び奨励室）

**第五十四条**　振興企画課に、学術企画室及び奨励室を置く。

2～7　［同上］

［項を加える。］

（地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

**第八十八条**　文化庁に、地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官及び博物館支援調査官それぞれ一人並びに教科調査官四人を置く。

2・3　［同上］

4　コンテンツ振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちコンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の創造、保護及び活用の促進を通じた文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　［同上］

6　メディア芸術調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちメディア芸術（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第九条に規定するメディア芸術をいう。）の振興に関する調査並びに援助及び助言に関するものを助ける。

7・8　［同上］

［項を加える。］

9～11　［同上］

**附　則**

（初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室修学支援システム専門官の設置期間の特例）

**第六条**　第二十九条第三項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。